

NO.89 2012.8.8

労働徳島

発行 徳島県商工労働部労働雇用課
 徳島市万代町1丁目1番地
 TEL:088-621-2348 FAX:088-621-2852
 県ホームページ <http://www.pref.tokushima.jp/>

「中小企業の総合的な応援拠点」の構築へ

徳島経済産業会館が本格稼働！



徳島経済産業会館(愛称:KIZUNA プラザ)
 〒770-0865 徳島市南末広町5番8-8号

徳島市南末広町に経済団体により整備が進められてきた徳島経済産業会館(愛称:KIZUNA プラザ)が4月11日に竣工し、供用を開始しています。

隣接地では、平成25年4月開校に向けて、中央テクノスクールの整備を進めております。

本年11月には、多目的ホール、在職者訓練棟の先行供用を予定しており、中央テクノスクールの有する「産業人材育成機能」と経済団体が有する「経営・金融支援機能」が一体となったワンストップによる「中小企業の総合的な応援拠点」を構築してまいります。

みよしファミリー・サポート・センターがサービスを開始しました

- 本年2月1日に三好市及び東みよし町に広域設置された、「みよしファミリー・サポート・センター」が、8月1日よりサービスを開始しました。センターでは、ただいま会員募集中です！。

※ファミリー・サポート・センターとは、地域で子育てを支援するため、育児をお願いしたい会員に対して、育児を応援したい会員を紹介し、お迎えや預かりなどをしてもらう相互援助活動を行う組織です。

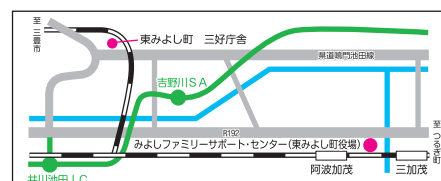
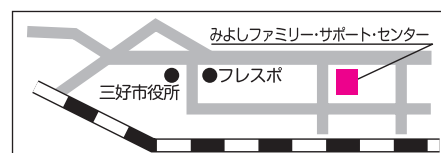
(センターで預かるものではありません)

みよしファミリー・サポート・センターは、三好市と東みよし町の広域で設置されており、8月1日からサービスを開始しました。随時会員を募集しておりますので、ご連絡下さい。また、「短時間、子どもを預けたい!」、「お迎えに行ってほしい」といった時は、ぜひ、ご利用下さい。



所在地

- 〒778-0004 三好市池田町シンマチ1474
福祉事務所 子育て支援課内
TEL:0883-72-7663 FAX:0883-72-7677
- 〒779-4795
三好郡東みよし町加茂3360
東みよし町役場 福祉課内
TEL:0883-82-6306 FAX:0883-82-6307



徳島県はぐくみ支援企業の認証を取得しませんか

徳島県はぐくみ支援企業認証制度とは？

次世代育成支援の一環として、子どもを産み育てながら働き続けることができる「子育てに優しい職場環境づくり」に積極的に取り組まれている企業等を、徳島県が「はぐくみ支援企業」として認証する制度です。

はぐくみ支援企業に認証されると次のメリットがあります

- 1 子育て支援に積極的に取り組む企業として、イメージアップにつながります。
- 2 徳島県のホームページで「はぐくみ支援企業」として取組をPRします。
- 3 金融機関による低利融資の支援対象となります。
(取扱金融機関：阿波銀行、四国銀行、徳島銀行、徳島信用金庫、阿南信用金庫、商工組合中央金庫)

認証企業等一覧（平成24年2月25日～8月8日認証分）

子育てにやさしい職場環境づくりに積極的に取り組む企業はこちらです。

企 業 名	業 種
株 式 会 社 サ ン フ ォ ー ト	飲 食 サ ー ビ ス 業
有 限 会 社 す み れ	介 護 保 険 事 業
田 島 テ ク ニ カ 株 式 会 社	製 造 業
日本労働組合総連合会徳島県連合会	労 働 団 体

応募方法について

お申し込みは、次の書類を労働雇用課までご提出ください。郵送、持参いずれでも結構です。
様式は、県のホームページからダウンロードできます。

〈提出いただく書類〉

◎はぐくみ支援企業認証申込書 ◎「一般事業主行動計画」の写しなど

「産業人材育成支援協定」を締結しました

産業界や時代のニーズに的確に対応した技術・技能を有する「実践的な能力を備えた産業人材の育成」を産業界と連携して推進していくため、徳島県と、徳島経済産業会館に入居する経済団体等との間で「産業人材育成支援協定」を締結しました。

(平成24年2月2日)



協定団体

徳島県、徳島県商工会議所連合会、徳島県商工会連合会、徳島県中小企業団体中央会、一般社団法人徳島経済同友会、徳島県経営者協会、徳島県信用保証協会、公益財団法人とくしま産業振興機構、徳島県職業能力開発協会、徳島県技能士会連合会

平成24年7月1日から 改正育児・介護休業法が全面施行されました

男女ともに、仕事と家庭の両立ができる働き方の実現をめざし、平成21年に育児・介護休業法が改正されました。

平成24年7月1日からは、これまで適用が猶予されていた次の制度が、従業員数が100人以下の事業主にも適用となっていますので、事業主の皆様におかれては、就業規則の点検など、法改正への対応をお願いします。



就業規則を点検
してください。

両立支援キャラクター両立するべえ

- 1 短時間勤務制度
- 2 所定外労働の制限
- 3 介護休暇

1 短時間勤務制度（所定労働時間短縮等の措置）（第23条）

事業主は、3歳に満たない子を養育する労働者が希望すれば、利用できる短時間勤務制度（原則1日6時間）を設けなければなりません。



2 所定外労働（残業）の制限（第16条の8）

3歳に満たない子を養育する労働者が申し出た場合には、事業主は、その労働者を、所定労働時間を超えて労働させてはなりません。

3 介護休暇（第16条の5）

要介護状態にある対象家族の介護その他を行う従業員は、事業主に申し出ることにより、対象家族が1人の場合は年5日、2人以上の場合は年10日を限度として、介護休暇を取得することができます。



改正育児・介護休業法に関するお問い合わせは、

○徳島労働局雇用均等室 TEL：088-652-2718 へ

地域若者サポートステーションをご利用ください

地域若者サポートステーションとは、「対人関係が苦手」「仕事が長続きしない」「働くことに不安がある」「何をしたらいいのかわからない」などの悩みを抱えた15歳からおおむね39歳までの若年無業者等を対象に、キャリアコンサルタント、臨床心理士による個別相談や多様な自立支援プログラムの提供など、若者の職業的自立を支援する就労支援施設です。

1 支援の流れ

ステップ1 ◆就職・進路相談・カウンセリング◆

- 来所面談・心理カウンセリング
 - ・保護者、関係者からの相談も受け付けています。
 - ・臨床心理士によるメンタルヘルスに関する相談も行っています。
- 家族セミナー
 - ・子どもの自立に悩む保護者のためのセミナーを実施しています。

ステップアップ

ステップ2 ◆就労支援講座◆

- パソコン講座 ○ビジネスマナー講座
- 職業人講話 ○スポーツ
- 面接対策講座 ○職業体験
- コミュニケーション講座

ステップアップ

就労・自立へ

若年者すだち(巣立ち)支援ネットワーク

- 各種支援機関との連携
- 国・県・市町村などの行政機関
 - 支援活動を行うNPO法人や各種団体
 - ジョブカフェ、ハローワーク

2 あわ地域サポートステーションが開設されました

あわ地域若者サポートステーションが、5月に阿波市に開設されました。
既設のとくしま地域若者ステーションとともに、若者の就労支援に取り組んでまいります。



●あわ地域若者サポートステーション

住所 〒771-1402
阿波市吉野町西条字大内18-1
TEL: 088-637-7553
FAX: 088-696-2510
開所時間 9:00~17:00 (月~金)
休日 土・日・祝日・年末年始
ホームページ <http://awa-saposute.com/>

●とくしま地域若者サポートステーション

〒770-0831 徳島市寺島本町西1-7-1 日通朝日徳島ビル1F TEL: 088-602-0553 FAX: 088-625-3530
開所時間 10:00~18:00 (月~金) 10:00~17:00 (土) 休日 日・祝日・年末年始
ホームページ <http://www4.ocn.ne.jp/~support1/saposute/>

アウトリーチ事業 (とくしま地域若者サポートステーション)

- ★義務教育終了後、15歳以上20歳くらいまでの若者を対象に訪問支援を行っています。
- ★高等学校での就労支援講座の実施や個別相談を行っています。

「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」について

職場での「いじめ・嫌がらせ」、「パワーハラスメント」が近年社会問題として顕在化していることから、厚生労働省が「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」を取りまとめ、平成24年3月15日に公表しました。職場の「いじめ・嫌がらせ」、「パワーハラスメント」は労働者の尊厳や人格を傷つける許されない行為であるとともに、時には、心身の健康や命すら危険にさらされる場合があります。

各企業におかれては、パワーハラスメントの予防・解決に積極的に取り組んでいただけるようお願いします。

1 「職場のパワーハラスメント」とは

職場のパワーハラスメントとは、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性(*)を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいう。

* 上司から部下に行われるものだけでなく、先輩・後輩間、さらには部下から上司に対して様々な優位性を背景に行われるものも含まれる。



2 職場のパワーハラスメントの行為類型

- ①暴行・傷害（身体的な攻撃）
- ②脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言（精神的な攻撃）
- ③隔離・仲間外し・無視（人間関係からの切り離し）
- ④業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害（過大な要求）
- ⑤業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと（過小な要求）
- ⑥私的なことに過度に立ち入ること（個の侵害）

3 職場のパワーハラスメントを予防するために

まず企業として、「職場のパワーハラスメントはなくすべきものである」という方針を明確に打ち出す必要があります。

○具体的な取組

- | | |
|-------------|---|
| ・ トップのメッセージ | 組織のトップが、職場のパワーハラスメントは職場からなくすべきであることを明確に示す |
| ・ ルールを決める | 就業規則に関係規定を設ける、労使協定を締結する |
| ・ 実態を把握する | 従業員アンケートを実施する |
| ・ 教育する | 研修を実施する |
| ・ 周知する | 組織の方針や取組について周知・啓発を実施する |

4 職場のパワーハラスメントを解消するために

○具体的な取組

- | | |
|----------------|---|
| ・ 相談や解決の場を設置する | 企業内・外に相談窓口を設置する、職場の対応責任者を定める、外部専門家と連携する |
| ・ 再発を防止する | 行為者に対する再発防止研修を行う |



労務担当者の皆様へ！

「心理的負荷による精神障害の労災認定基準」について

近年、過労や職場での対人関係のトラブルにより精神疾患にかかり、労災を請求するケースが増加しています。このような状況を受け、「心理的負荷による精神障害の労災認定基準」（平23.12.26基発1226第1号）が策定され、同日付けで施行されました。なお、この通達の施行に伴い、「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針」（平11.9.14基発544号）は廃止されました。

1 対象疾病

国際疾病分類第10回修正版（ICD-10）の第V章「精神および行動の障害」に分類される精神障害であり、この対象疾病のうち業務に関連して発病する可能性のある精神障害は、主としてICD-10のF2からF4に分類される精神障害です（統合失調症、うつ病、神経症など）。また、いわゆる心身症は、この認定基準における精神障害には含まれません。

2 認定要件

次の①から③をすべて満たす対象疾病は、業務上の疾病と認定されます。

- ① 対象疾病を発病していること
- ② 対象疾病の発病前おおむね6か月の間に、業務による強い心理的負荷が認められること
- ③ 業務以外の心理的負荷及び個体側要因により対象疾病を発病したとは認められないこと

3 認定要件の具体的判断

（1）発病の有無等の判断

対象疾病の発病の有無、発病時期及び疾患名は、「ICD-10 精神および行動の障害 臨床記述と診断ガイドライン」に基づき、主治医の意見書や診療録等の関係資料、請求人や関係者からの聴取内容等の認定事実に基づいて、医学的に判断されます。

（2）業務による心理的負荷の強度の判断

対象疾病の発病前おおむね6か月の間に業務による出来事があり、当該出来事及びその後の状況による心理的負荷が、客観的に対象疾病を発病させる恐れのある強い心理的負荷であると認められるとき（具体的には、「業務による心理的負荷評価表」を指標として、総合評価が「強」と判断される場合をいいます）は、上記要件②を満たすものとされます。

（3）業務以外の心理的負荷及び個体側要因の判断

上記要件の③とは、次の（ア）又は（イ）の場合をいいます。

（ア）業務以外の心理的負荷及び個体側要因が認められない場合

（イ）業務以外の心理的負荷又は個体側要因は認められるものの、業務以外の心理的負荷又は個体側要因によって発病したことが医学的に明らかであると判断できない場合

4 認定基準のポイント

名称変更 平成22年5月、労働基準法施行規則別表第1の2第9号に「人の生命にかかわる事故への遭遇その他心理的に過度の負担を与える事象を伴う業務による精神及び行動の障害又はこれに付随する疾病」が追加されたこと等を踏まえ、他の疾病に関するものと同様、「判断指針」から「認定基準」に名称が変更された。

評価方法 判断指針では、「出来事」と「出来事後の状況」をそれぞれ別に評価し、その後、総合評価していたが、認定基準では、この2つを一括して総合評価し、心理的負荷の「強」、「中」、「弱」を判断することとされた。

特別な出来事 特別な出来事として、「極度の長時間労働」を月160時間程度の時間外労働と明示、「心理的負荷が極度のもの」に強姦やわいせつ行為等が例示された。

具体的出来事 強い心理的負荷となる時間外労働時間数が記載された。

- ・「強」 発病直前の連続した2か月間に、1か月当たり約120時間以上の時間外労働
- ・「強」 発病直前の連続した3か月間に、1か月当たり約100時間以上の時間外労働
- ・「中」 1か月に80時間以上の時間外労働

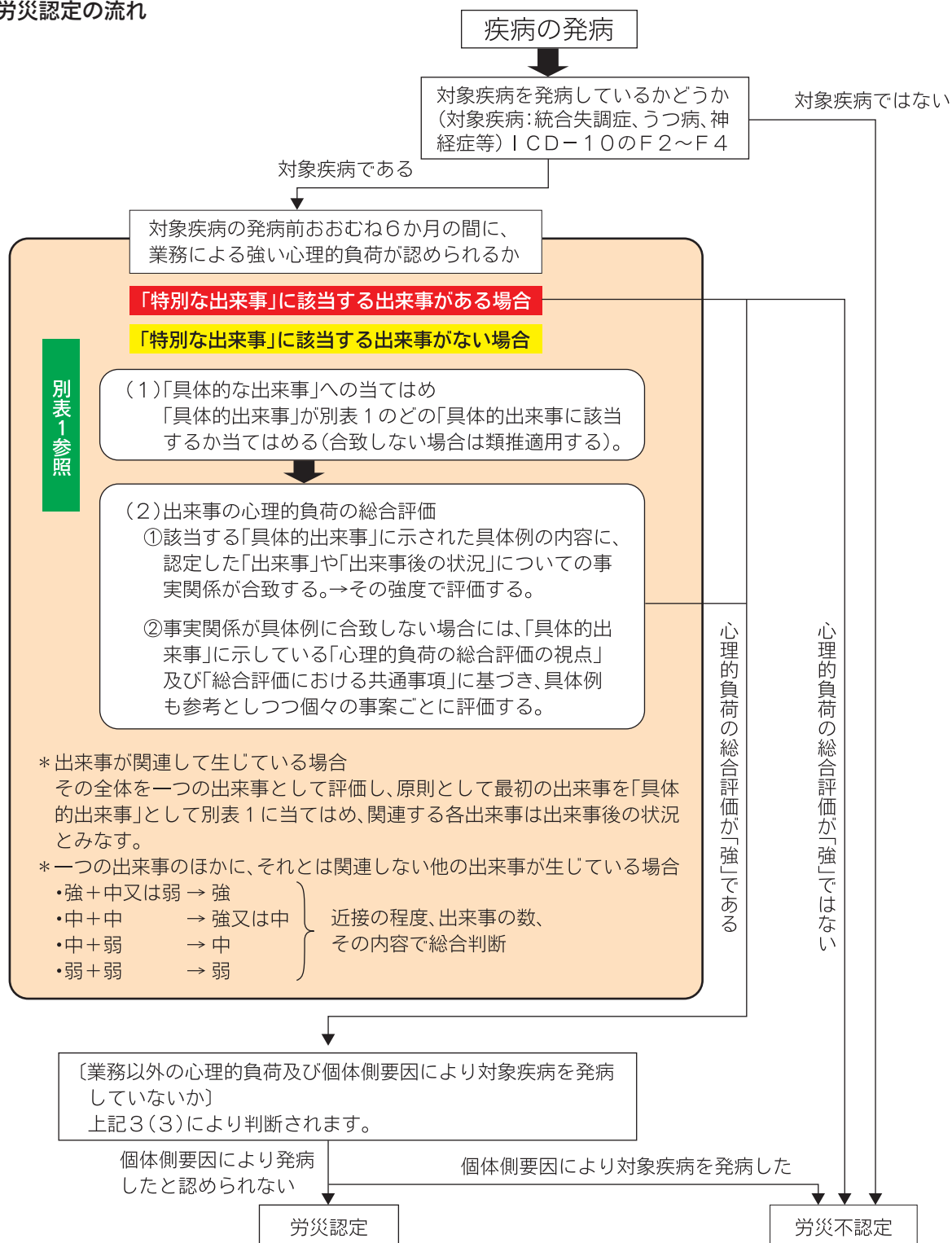
「ひどい嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」（パワハラ）は、心理的負荷の強度が「強」と判断される。

評価期間 セクシュアルハラスメントやいじめが長期間継続する場合には、6か月を超えて評価する。

発病者の悪化 既に発病していた場合であっても、「特別な出来事」に該当する出来事があった場合には、悪化した部分について労災対象となる場合がある。

審査方法等の改善 主治医の意見に基づき判断する事案、専門医の意見も求めて判断する事案及び専門部会の意見に基づき判断する事案に区分された。これにより審査の迅速化や効率化を図ることとしている。

5 労災認定の流れ



詳しくは厚生労働省のホームページをご参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001z3zj.html>

平成25年4月からテクノスクールが進化します

平成25年4月、テクノスクールの再編整備に伴い、徳島・鳴門両テクノスクールを統合し、「徳島県立中央テクノスクール」が新しく誕生します。

また、阿南テクノスクールは「南部テクノスクール」に校名変更し、県立テクノスクールは、中央・南部・西部の3校体制となります。

3校体制へ

中央テクノスクール (平成25年4月開校)
《所在地》〒770-0865 徳島市南末広町23-64

(当面の連絡先) 徳島県商工労働部産業人材育成センター
〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地
電話: (088) 621-2352 FAX: (088) 621-2852
<http://www.pref.tokushima.jp/soshiki/sangyoujinzaikusei/>

科 名	訓練期間	定 員	応募資格	訓 練 内 容
電気環境システム科	1 年	15	高卒以上	通信関連の技術者の育成を図るとともに、環境の視点を新たに加え、在校中に多様な資格取得に挑戦。
金 属 技 術 科	1 年	15		鉄工業界で活用できる人材育成のため、現場で必要な資格取得を目指し、「ものづくりのできる人」を養成。
機 械 技 術 科	1 年	15	特になし	汎用機械からNC機械まで多様な機械加工技術の習得を根幹に、一貫した基礎能力を有する機械技術者の養成。
木 工 技 術 科	1 年	15		地場産業である木工工業界で即戦力となる道具を使えて、機械も使える技能者を育成。
理 容 科	2 年	20	特になし	県内唯一の理容師養成施設。理容師国家試験4年連続合格率100%。メンズ・レディースにとらわれない技を習得。
美 容 科	2 年	20	(35歳以下)	美容師養成施設。常に変化する美的価値観や多様化するニーズに対応できる人材を育成。

鳴門テクノスクールの塗装科が移転し、南部テクノスクールとしてリニューアル。

鳴門テクノスクールのメカニカル技術科が移転し、機械技術科としてリニューアル。

南部テクノスクール
《所在地》〒779-1402 阿南市桑野町岡元109-1

電話: (0884) 26-0250 FAX: (0884) 26-1121
<http://www.pref.tokushima.jp/techno/anant/>

科 名	訓練期間	定 員	応募資格	訓 練 内 容
自動車整備科	2 年	20	高卒以上	自動車整備士「2級課程コース」。塗装科の訓練設備を活用して、自動車板金、塗装を訓練に取り入れ、自動車整備のスペシャリストを養成。
塗 装 技 術 科	1 年	15	特になし	建築塗装、金属塗装、木工塗装の技術者の育成・自動車整備科との連携により、県内屈指の設備を生かして自動車板金塗装のスペシャリストを養成。

自動車整備科と塗装技術科がタッグを組んで、自動車板金塗装のスペシャリストを養成。

西部テクノスクール
《所在地》〒779-4101 美馬郡つるぎ町貞光字東浦128-4

電話: (0883) 62-3067 FAX: (0883) 62-3140
<http://www.pref.tokushima.jp/techno/seibu/>

科 名	訓練期間	定 員	応募資格	訓 練 内 容
車体整備士科	2 年	15	高卒以上	1年次に3級自動車整備士、2年次に車体整備士の資格取得を目指し、自動車整備の総合的な人材を養成。
電 気 工 事 科	1 年	15	特になし	県内唯一の第2種電気工事士の認定施設。在校中に第1種電気工事士の試験合格に挑戦。
住 宅 建 築 科	1 年	15		木造建築物の施工技能の習得に加えて、内装施工、福祉住環境の訓練の充実。
設 備 施 工 科	6 か月	30	離転職者	県内唯一の廃刊技能者養成施設。離転職者のみを対象とした訓練科。

就職に有利な多様な資格取得に挑戦。

建築科を「住宅建築科」に科名変更！
高齢者や環境に優しい家造りを習得。